

## 近世初期領国貨幣の歴史的役割

——加賀藩の事例——

中野節子

【要約】 本稿は、加賀藩の初期領国貨幣の中で、領国市場を対象とした領国銀政策とその背景を考察したものである。

考察の課題は、一、天正九年前田氏の能登入国以降、領国貨幣制度の変化を在地史料を用いてより詳細に検討し、また同時に当時の貨幣流通構造を考える、二、領国貨幣政策と在地経済との関係、つまり領国貨幣の機能について検討する、三、寛文九年の丁銀への切替えに至る状況を検討する、以上三点である。

第一の課題は、是迄加賀藩領国貨幣研究が在地史料の未発掘という段階で、主に藩側史料によって考察されている状況を克服し、貨幣制度の実体を明確にするためのものである。これとも関連して第二の課題は、加賀藩のみならず、領国貨幣研究が全体的に在地経済との関連を十分には考察していないという点を踏えたものである。第三の点は、従来幕府権限の貫徹として簡明に解釈されている丁銀への切替えについて、領国市場の諸変化を考察してその経緯を再検討するためのものである。

加賀藩の領国銀政策は元和中期以降に展開をみせ、極印銀の発行に続き、今極印銀、新極印銀が発行され、寛永一五年の朱符銀による一元的流通令によってその確立をみた。寛永一五年迄、領国銀は低品位化され、それは藩が低品位の取込銀に象徴される一般貨幣流通を包摂してゆく過程であった（Ⅰ）。この一般貨幣流通は、領内の商業活動を通じて形成されていたものであり、塩業等における分業関係は、貨幣流通に媒介されて成立していた。従って、塩専売制をはじめ藩が寛永中期に経済諸政策を推進するに当たっては、貨幣政策を一つの軸とする必要があったのである（Ⅱ）。藩は経済諸政策実施後、朱符銀という高品位貨幣を一元的に流通させた。高品位化の要因は、封鎖的な領国市場形成の意図にあり、幕府貨幣を領内において取得するためのものであった。そして丁銀体制への移行は、領国銀政策の確立過程が、一般貨幣流通に対応していたように、領内状況の諸変化を通じてその基盤が造成されていたものである。これは幕府権限貫徹の伏線として考慮するべき点であろう（Ⅲ）。

史林 六七巻五号 一九八四年九月

## はじめに

従来の領国貨幣研究としては、秋田藩<sup>①</sup>、津輕藩<sup>②</sup>、米沢藩<sup>③</sup>における蓄積があり、また、榎本宗次氏は『近世領国貨幣序説』をまとめられた。各々の特徴を述べれば、秋田藩では藩財政形成の面、津輕藩では在地経済構造との関連、米沢藩では制度史に、また、榎本氏は全国貨幣流通との関連に重点がおかれている。

これらの研究成果によって、領国貨幣制度における藩側の意図は明らかになった部分が多い。しかし、在地経済との関連についてはまだ論究が少ない。津輕藩や榎本氏の場合はそれを課題としつつも十分になされたとは言いがたい。領国貨幣の歴史的検討は、藩側の意図が在地経済に対しどのように実現されたかをみることなしには行えないものである。近世初期における経済構造と貨幣の関係は、脇田修氏が石高制成立を主軸にした見解を示しており、また、朝尾直弘氏は畿内幕領について検討されている<sup>④</sup>。領国貨幣についても、その観点での追求が必要であると考えるが、藩側の史料に比べて近世初期在地史料の寡少さが、追求を展開しえない大きな原因となっている。

ところが領国貨幣研究のこのような実情とは別に、今迄の研究成果が領国貨幣に関して既にあるイメージを作ってしまったことは問題であろう。その一つは、藩側の意図が一定程度明らかにされたという研究段階に照応して、在地経済における貨幣流通を論ずる以前に、藩による貨幣流通の創出という役割が重視されてしまった点である。二つには、領国貨幣から幕府貨幣への切替えが、幕府権力による藩権力の強圧的な取込みとして評価されている点である。確かに、一七世紀半ばの上方市場の充実に伴って幕府貨幣体系が確立すると考えられるのであるが、その結果に至る各地域での具体的経過は究明されているのであろうか。この二つの問題は互いに関連しあうものである。つまり、藩権力が一方的に領内に対して行った貨幣政策の中断は、当然、幕府権力と藩権力との対抗という見方でしか問題化されざるをえないからである。

さて、本稿では、加賀藩の領国貨幣について、近年紹介された近世初期在地史料を利用して考察を行ってゆきたい。考

察の課題は三点で、一、領国貨幣制度の変化を在地史料を用いてより詳細に検討し、また同時に当時の貨幣流通構造を考える、二、領国貨幣政策と在地経済との関係、つまり領国貨幣の機能について検討する、三、従来幕府権限の貫徹として簡明に解釈されている、寛文末期の丁銀への切替えについて、藩の貨幣政策と在地経済との関係推移に着目して、その内容を検討してみる、以上である。

加賀藩領国貨幣の研究では、森田栲園による古典的な『加藩貨幣録』<sup>⑥</sup>があり、近年では、榎本宗次氏<sup>⑦</sup>、川上雅氏<sup>⑧</sup>によって蓄積をみている。榎本氏は全国的な視点から、加賀藩の貨幣政策・貨幣流通状況を相対的に位置付けている。一方、川上氏の場合、近世初頭の経済構造を設定した上で、領国貨幣を取扱われている点で評価される。しかし、川上氏はその経済構造を極めて自給自足的なものと考えているため、貨幣流通構造の中世からの継承、再編のダイナミズムを捨象しており、また、領国貨幣成立過程そのものも、在地貨幣流通との関わりでは見えられていない。この弱さは全国的研究同様、研究当時在地史料の紹介が殆んど行われていない段階で、川上氏が主に藩側史料によって考察を行ったことにも由来する。本稿は、加賀藩初期における貨幣研究の限界と先きの領国貨幣研究の問題点をふまえ、考察を進めてゆく。

- ① 山口啓二「秋田藩成立期の藩財政」（『社会経済史学』二四—二五 所収）。一章第一節。
- ② 渡辺信夫『幕藩制確立期の商品流通』第五章および榎本宗次「津軽藩の領国貨幣」（『近世領国貨幣研究序説』東洋書院 所収）。
- ③ 『藩制成立史の総合研究 米沢藩』（吉川弘文館 第五章）。
- ④ 『近世封建制成立史論 織豊政権の分析Ⅱ』（東京大学出版会）第
- ⑤ 『近世封建社会の基礎構造』（お茶の水書房）第四章。
- ⑥ 石川県図書館協会刊。
- ⑦ 「加賀藩の領国貨幣」（前掲書所収）。
- ⑧ 「金沢藩における銀貨政策の構造」（金沢大学経済論集八 所収）。

## I 領国貨幣の成立と展開

加賀藩の領国貨幣をみてゆく際は、天正九（一五八二）年の利家能登入国から、寛文九（一六六九）年に領国貨幣より丁銀への切替えが行われる迄の時期が一応考察の対象となる。

寛永元	4-0	9- 3(1)		今極印(1)	今墨封(1)	極印歩入(1)	
2	7-1(1)	12- 5	1	今極印(1)	歩入(1)	墨封(1)	今封(1) 封あき(1) 極印歩入(1)
3	4-0	8- 2			今極目符(1)	丁銀(1)	
4		8- 4(3)			今極印(1)	朱封(1)	次封(1) 取込(1)
5	1-0	13- 8(6)			今極印(2)	朱封(2)	次封(2) 取込(1) 無符(1)
6	2-0	24-17(9)			今極印(3)	朱封(3)	次封(3) 取込(8)
7		13- 8(6)	1			朱封(2)	次封(4) 取込(2)
8		17-13(1)			今極印(1)	朱封(4)	次封(6) 取込(2)
9		18-16(2)				朱封(7)	次封(5) 取込(3) 京目(1)
10		19-15(3)			今極印(2)	朱封(6)	次封(5) 取込(2)
11	1-0	15-12(2)			新極印(2)	朱封(7)	次封(3)
12	1-1 (1)	10- 9(9)		判金(1)		朱封(7)	次封(2)
13	1-0	16-14(9)	2			朱封(2)	次封(2) 取込(1) 新取込(4)
14	3-1	24-13(2)		小判(1)	今極印(1)	朱封(6)	次封(4) 取込(1)
15		12- 8(7)	1		新極印(1)	朱封(3)	次封(3) 丁銀(1)
16		6- 4(4)			新極印(1)	朱封(2)	今吹(1)
17		8- 4(3)				朱封(3)	丁銀(1)
18		8- 6(6)	1			朱封(5)	次封(1)
19		5- 2(2)	1			朱封(1)	次封(1)
20		11- 4(4)				朱封(4)	

(註) 規定形態の記入に当っては、ほぼ史料記載の用字に従った。従って、例えば朱符銀は「朱封」と記入してある。なお、銭については規定された形態をみなかった。

さて、表1は天正九年から寛永二〇(一六四三)年迄、領内での使用貨幣状況の概要を総括的に表わしたものである。また、貨幣統制という見地では、貨幣がどのような形態をとっていたか、換言すればどのように規定されていたかが注目すべき点となるので、表1はその点を重視して作成した。本論中で述べるように、寛永一五年に領国銀(朱符銀)一元使用令が出されて以降、その政策実現程度は評価されるものであった。表の下限年を寛永二〇年としたのは、その頃に領国銀の浸透がほぼ達成されたためである。

表では各年ごとに、金、銀、銭の使用例数を左側に記し、使用貨幣に品位、量目等の規定がある例数をハイフオン右側の数字で示した。更にその中で領国貨幣が使用されている場合には、その例数を( )内に記した。金、銀で規定のあるものの具体的形態、及びその使用件数は表右の規定金・銀形態の項で明示しておいた。例えば、元和元(一六一五)年越中射水郡氷見の慶長一九(一六一四)年分宇波村網役銀四三匁懸一枚の利常請取状は、元和元年の銀使用四例中の一例である。また量目規定があり、ハイフオン右側の1はこの史料による例数である。具体的形態「四三匁懸」

表1 藩制初期、使用貨幣・統制貨幣の事例数と形態

年 代	金	銀	銭	規 定 金 形 態	規 定 銀 形 態
天正 9		1-0			
10	3-0		1		
11	6-0		3		
12	6-0		2		
13	7-0		1		
14	9-0		2		
15	19-1		2	御印金(1)	
16	13-0				
17	9-0		2		
18	2-0				
19	6-0				
文禄元					
2	2-1		1	判金(1)	
3		1-0	2		
4	2-1	1-0	1	京判(1)	
慶長元		1-0			
2	1-1			京判(1)	
3			2		
4					
5		1-0			
6	1-0	1-0	1		
7	1-0	1-0			
8	2-1 (1)	2-0		今判(1)	
9	4-1 (1)	4-0		今判(1)	
10	4-3 (3)	4-1	4	今判(3)	吹抜(1)
11	3-0	4-1	1		佐渡吹(1)
12	8-8 (8)	4-2		今判(8)	44匁懸(1) 丁銀京目44匁懸(1)
13	1-1 (1)	2-2		今判(1)	44匁懸(1) 丁銀44匁懸(1)
14	2-2 (2)	1-1		今判(2)	44匁懸(1)
15	3-2 (2)	2-1		今判(2)	44匁懸(1)
16	1-1	1-0		判金(1)	
17	6-2 (2)	2-2	2	今判(2)	44匁懸(2)
18		1-1			京目(1)
19	1-0	3-0			
元和元	6-1	4-1		判金(1)	43匁懸(1)
2	6-0	4-1			44匁符懸(1)
3	1-0	1-0			
4	1-0	2-2	2		用介・主計符43匁懸(1) 京目(1)
5	1-0	2-1	1		符付(1)
6	2-0	3-2			符付(1) 極印歩入(1)
7	2-0	5-1			京目(1)
8	4-1	3-3(1)		小判(1)	極印(1) 墨封(1) 極印歩入(1)
9	5-0	11-4			歩入(1) 墨封(2) 極印歩入(1)

表2 使用史料の三ヶ国別件数

時代	国名	加賀	能登	越中	合計
天正(12年間)	期	0	84	10	94
文禄(4年間)	期	1	2	7	10
慶長(19年間)	期	13	17	52	82
元和(9年間)	期	17	9	40	66
寛永(20年間)	期	44	148	96	288

は右項に記載した。

表では加賀藩三ヶ国を合せて示しているが、史料の残存には偏りがあり、それを示せば表2のようである。加賀の史料は全期間を通じて少ない。能登は天正期と寛永期に多く、このうち天正期ものは年貢米代金納史料が、また寛永期ものは塩専売制に関わる貨幣史料の多いことが影響している。また越中は慶長・元和期に史料が多くなっている<sup>④</sup>。ここでは史料偏在性に配慮しつつ、その中で全藩的な主要動向を探ってゆきたい。一方、使用史料は年貢や諸役納入に関わるものが極めて多い。例えば、農民間での田畠売買や農民から神社への献納等一般的な使用を表わすものは、年貢・諸役納入史料を除いた残り五%程度である。しかし、年貢・諸役納入に使用される貨幣

は、また流通貨幣をも反映する訳であるから、一般的使用を示す史料が少ないという限界はこえられるものと考えている。さて、表よりまず指摘できるのは、領国貨幣として出現するのは、金の場合には慶長八年にみえる今判金であり、銀では元和六年の極印銀である。領国貨幣が流通する以前の金銀貨幣は、金では判金、京目等、銀においては吹抜、四四匁懸、京目等多様なものが流通していた。また領国貨幣出現以降も、他種の貨幣が流通していることをみてとれる。

金と銀との貨幣流通について、領内に限って言えば、天正・文禄期には金貨幣の使用例が多く、慶長期が境となって銀貨幣が流通貨幣の主流を占めるようになる。前田氏入国以前、加賀、能登から石山本願寺に対する年貢、志納等は、ほぼ金か銭で納められており、表記以前の時期においても金使用傾向が強かったとみてよからう。また、金から銀使用へ移行するのを慶長期とみることは、法令の上からも是認してよいようである(後述、慶長九年の法令)。なお、元和・寛永期においても金の使用例をみるが、領内における一般的な流通貨幣は既に銀によって代替されているのであって、その理由は後述する。本稿においては、主に領国経済との関連で領国貨幣をみてゆこうとするので、銀貨幣の展開に注目することにな

るが、先立って、金貨幣の時期的推移についてその概要を記しておきたい。

表1中、天正期の金使用例の多さは、奥能登の各村から年貢代金が納入された事例の多さによるものである。この場合の金使用は、例えば米九俵の代金として金三分を支払うというように、小額でも金を使用している点に特徴がある。このような金の使用例が奥能登以外の地域でも一般的であったかどうかは、史料を欠くためわからない。但し奥能登では天正末期に年貢米代金納入が殆んど消滅し、<sup>⑥</sup>小額貨幣としての金使用もまたみられなくなる。

さて、慶長期の金貨幣使用例は代官等からの年貢・諸役納入事例が多くを占めている。その具体的事例を次に示しておく。

一、飛騨白川へ入米付、金沢に在之、弥商売之者をかたらい可申付旨尤に候。相応「□」上候て、則米にて諸取金一枚に銀一枚相副、当座へ可上候事。

一、金子は可為京制候。金銀其月の未進有之ば、蔵より米諸取事無用之事。

一、白川入米並しほ・あい物をも、長田屋と半分へ可仕候。米諸取候とも半分へに仕、金銀をも其分に可上候事。

(二五九五)  
文禄四 卯月廿一日 ちくぜん印

小林弥六左衛門<sup>⑦</sup>

史料より、長田屋等の商人と越中の代官小林弥六左衛門が協同して、蔵米等を山間地白川で売却していた様子がわかる。この時領主への納入金は京制でなければならなかった。

一方、慶長八年に今判金の使用が初見されるが、これは越中五箇山蔵米代金として今判金二二枚が納入された事例による。五箇山蔵米代金としての今判金納入は、慶長一七年迄続けられた。<sup>⑧</sup>『大日本貨幣録 第三卷』によれば、慶長八年に加賀藩で領国貨幣大判金が鑄造されたとする。同年に今判金の使用が開始されているので、今判金が領国鑄造金であることは間違いないであろう。使用上の今判金の特徴は、年貢、諸役納入に限られていることで、一般的な流通貨幣としては用い

られていない。この点に関しては、先掲文禄四年の史料で、領主が納入貨幣の品位を限定して京制を要求していたのと同様に、今判金による納入を求めていたためと推測される。慶長末年以降は、今知られる範囲内の史料からは、今判金の使用例をみていない。

なお、前田氏は徳川氏と並んで、秀吉から貨幣鑄造のために後藤一族の下向を許可されたことがよく知られている。前掲『大日本貨幣録 第三卷』によれば、その後藤用助が下された目的は、「封内宝達山等ノ金銀ヲ掘テ、封内通用ノ貨幣ヲ製造セントメ」<sup>⑩</sup>であったとしている。今判金の鑄造に用介が関わったであろうことは十分推測されるが、領内流通貨幣の鑄造という点に関して言えば、先きの考察より判断して、極めて限られた範囲での領内流通と言わねばならない。

寛永元年には今極印金が鑄造されたが、一例の使用をみるに過ぎず、一般流通性は乏しかったと言えよう。表1中の元和・寛永期に金貨幣の使用例が引続いてみられるのは、各地の代官等が敦賀、大津、大坂等で換金した蔵米代金納入の事例によるものであり、領内流通貨幣とは直接関わっていない。

次に、銀貨幣の展開についてみてゆく。まず、慶長九年に次のような法令が出されている。

定

分国中諸商売之事、此已前如有来、ちゞ見之銀子にて可令取沙汰。自然はいふぎ於相渡は、其時々相場次第、歩を入請取渡可致候。若背此旨並於有之は、可処曲言者也。

慶長九年閏八月七日

(判長) ⑪  
判

これによれば、売買の際に一定の基準をもったちぢみ銀を使用するか、もしくは灰吹銀を使用する際には品位吟味の上、歩入（品位が劣るため増量すること）で取りきくことを義務づけている。<sup>⑫</sup>貨幣使用上の不安定性を排除くことよって、商売上の利便をはかったものと考えられる。表1によれば慶長期以降銀貨幣使用が増加しており、この法令もそのような状況を反映して出されたものと考えられる。ちぢみ銀の実体は法令上では示されておらず、またこの頃の具体的な史料上



で銀価値を規定したものは、表に示したような四四匁懸、丁銀四四匁懸、京目等である。ちぢみ銀とは特定の貨幣を指定したのではなく、このように品位や量目が定まったものと言ってよいように考える。一方、灰吹銀が使用されていたことは、具体的には表中の吹抜や佐渡吹の流通にみることができ、灰吹銀とは、また取込銀とも称され、領国を越えて流通する銀貨幣であった。<sup>⑬</sup>

貨幣鑄造のために下向した後藤用介は、銀貨鑄造にも携わっていた。元和四年の越中亀谷銀山運上定めの中に、「一、銀子二千枚に者用介主計符四十三匁懸<sup>⑭</sup>とみえる。亀谷銀山は近世初頭における前田氏の重要鉱山であり、この一項は、用介が同鉱山で運上銀の品位管理に当たっていたことを示している。用介鑄造にかかるこの用介・主計符銀の流通性に関しては、表1に示した如く殆んど確認できず、一般流通貨幣とは言い難い。つまり金の場合同様、用介は特別の、多分純度の高い銀貨幣を鑄造したのであり、「封内通用ノ貨幣ヲ製造」した訳ではないと言えよう。

さて、元和六年五月八日付で藩主利常から越中代官篠島豊前に宛てた「元和四年分越中利浪郡並氷見庄小物成納所方銀子並八木算用之事<sup>⑮</sup>」の中に次のように見え、極印銀の登場が知られる。

四拾四貫四百卅三匁五分五厘 指上ル

此外三貫三百九拾貳匁五分 (極印) ごくい歩入上

四四貫匁余の銀を納入する際、極印銀による納入を基準としているにもかかわらず、実際にはより低品位の銀貨幣で納入したため、極印銀による銀高を満了す上で、三貫匁余の銀を増量納入したのであった。極印銀の歩入率は七・六三五%であり、この後元和八年から寛永二年にかけても、同一の歩入率によって納入されている。<sup>⑯</sup>一方、元和五年から翌六年にかけて金沢に銀座、吹座が設置されたとの記録があり（後述）、同六年の極印銀の登場はこの銀座設置と吹座における銀貨鑄造を傍証するものといえる。

また、表1にみえるように、元和五年から符付銀が使用され始める。この符付銀の一種である墨符銀の品位が、元和八

年七月一二日付の田中吉兵衛他一名から森田四郎右衛門他一名に宛てた書状<sup>⑩</sup>によってわかる。森田四郎右衛門は金沢の外港宮腰に居住した近世初期有力商人で、書状は商取引に関わるものと考えられる。当該箇所には、

一、極印一貫匁ハ、ハ、五郎右衛門銀子

同 一貫匁ハ、同 二兵衛 両人之銀子

×二貫目銀は金沢にて墨封二貫百匁御渡し候様にしかと手形被成候て、此ものニ可被下候。頼入候。

と記されている。これより、墨符銀は極印銀に対し5%の歩入をもつ、極印銀より低品位の符付銀であることがわかる。極印銀の鑄造が、符付銀という、歩入によって極印銀価値に符付された銀貨幣の形態を生み出したのである。元和六年から納入がみられた、先きの篠島代官よりの小物成銀も極印銀に対する歩入は一定で、一種の符付銀とみなすことができよう。つまり元和五、六年に鑄造が始まった極印銀は、一般流通性は未だ認められないものの、流通貨幣と相互に関係をもち始めた領国銀であった。なお、篠島代官納入の銀貨幣や墨符銀をはじめ、史料上では極印銀より高品位の銀使用を見出すことはできず、このことは一般流通貨幣が極印銀より低品位のものであったことを示している。

寛永元年には今極印銀が鑄造された<sup>⑪</sup>。領国銀の中ではじめて、この今極印銀が一般で流通したことを史料で確かめることができる。寛永四年六月一九日付、新算用場から越中砺波郡の十村役人戸出村又右衛門に宛てた銀子請取状が最も早いもので、飛騨高山から召上げた板代銀として「合五百四拾匁五分者 今極印」と記されている<sup>⑫</sup>。表1中にみえる様に、今極印銀の使用を示す史料はこの他にも数点あり、その一般流通は決して例外的なものではない。今極印銀の品位は次の史料からわかる。

寛永六年分剣町之内蠟燭銀子之事

合十五匁は今極印銀也

此外一匁一分五厘は極印歩入

右請取所如件

寛永六年十二月廿三日 中少 印

若狭 印

らうそく屋 彦右衛門かたへ<sup>⑧</sup>

今極印銀は極印銀に対し、七・六七%近くの歩入をもつ低品位貨幣であった。この歩入でみると今極印銀の品位は、元和後半期に篠島代官支配下で納入された小物成代銀の品位と殆んど同一である。今極印銀に至ってはじめて、領国銀として実際上の使用をみるのは、この低品位性によるものであろう。なお表1中寛永元年の今墨符、同二年の今封は、今極印銀を基準とした符付銀と考えられる。

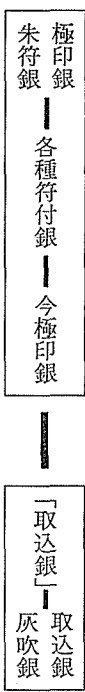
一方、朱符銀（別称、朱染紙封他、まれに修禪寺封）と称される、旧来の極印銀の品位を保つ符付銀も並存した。これは寛永四年から、特に奥能登を中心として使用され始める。寛永後半期には領国全体で使用をみるに至るが、前期に奥能登に集中してみられるのは、奥能登の塩専売制という藩の経済政策と関連しているものと考えられる（II-2に後述）。この朱符銀の並存は、藩が旧来の極印銀の品位に現わされた、領国銀の高品位性を維持していたことを示すといえよう。

今極印銀、朱符銀の流通と共に、取込銀も使用される。寛永五年一〇月一〇日付で越中砺波郡奉行と考えられる田丸兵庫から十村役人国吉村才二郎に宛てた、蔵米在払に關する史料はその一例である。史料では、蔵米の払米価格が一石に付朱符銀で二四匁一分四厘と算用場で決定され、十村組中からは取込銀で受取ったため、「取込銀歩入四歩」として払米相当額を領収すると伝えている。朱符銀に対し四歩歩入の取込銀の品位は、今極印銀より高い。一般に取込銀は品位の定まらないものであるが、この史料中にあるような藩への上納等に用いられたものは、取込銀の中でも高品位で品位の安定したものと考えられ、一般の取込銀とは区別して「取込銀」とすべきであらう。<sup>⑨</sup>

これ迄の考察をもとに、寛永前半期の領内における銀貨幣の状況を示せば次のようになる。

領国銀体系

一般流通銀



寛永一〇年、藩は新たに新極印銀を鑄造した。

御定

御分国中取込候銀子善悪不同について、三ヶ国一般に被仰出候條、来月朔日以後は新極印銀子を以商売可仕候。若当月已後、跡々取込候銀子取あつかひ候もの於有之は、可被処曲言旨被仰出者也。依如件。

寛永十年四月十二日 横山山城守

本多安房守

取込銀の使用を全面的に禁止し、新極印銀によって流通貨幣を一元的に統制する政策をとったのである。この法令に引続いて、同年四月一七日付、同年六月六日付の二つの法令が、横山、本多の藩重臣から稲葉左近他二名の算用場奉行宛てに出された。二法令によって示される内容は、新極印銀の鑄造と錢遣いと二点に関するものである。前者については主に四月一七日付の法令で、後者については六月の法令で述べられている。

まず新極印銀の鑄造については、「跡々より遣来候取込候銀子上中下を見合、一統にふきなをさせ、新極印打遣可被申候」とし、今後領内へ流入する銀子も新極印銀の品位に吹くように命じた。極印銀の鑄造は従来金沢の二ヶ所の吹座で行われていたが、この時更に二名を厳選して吹所を命じ、また、富山にも二ヶ所の吹所を設けることとしており、量産の意図をうかがわせる。また一方で新極印銀の品位を守るため金沢では、「四ヶ所之ふきや一様にいたし可申候。其外に面々添極印を打、銀子不同に無之様に、吹所中為四人互吟味可仕旨可申付事。」とした。その結果、「今度吹直候新極印之銀子不、改、替歩入之算用を以可召遣事。」(六月付法令 傍点筆者)とされるような、領国銀の信用性を公示しえたのであった。

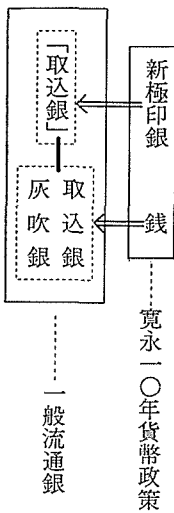
各枠内では上下関係が品位の高低関係を示す。こ

のうち、今極印銀の品位は一般流通銀の取込銀や灰吹銀に近かったといえよう。

錢遣いについては、「小売之酒肴並青物・菓物・炭薪等、来七月十日以後銀子ニ而商売仕候事有之間敷候。何も可為錢遣事。」とし、更に「諸商売物不寄何、銀子一匁よりうちの物は可為錢遣事、但一匁より上之買物たりといふとも、相對次第錢遣に可仕事。」とした。但し領国銀と上錢の兩替比率は、「小遣上錢者一貫文に付、新極印之銀子を以二十目之内外、相對次第候事。」と一応の基準を示すのみにとどまっておき、錢を完全には統制しえていないことがわかる。このような小額売買における錢遣い令の目的は、これら三種の法令には明らかにされていないが、取込銀使用排除にあったとすることができる。低品位の取込銀は特に小額貨幣として流通し易く、小額貨幣への配慮なしに取込銀の使用を禁ずることは難しかったのである(Ⅲで関連して記述)。

さて、新極印銀の品位は、四月の法令で朱符銀に対し二步下りに、六月に至ると五步下りと決定された。その変更については法令中に説明はない。但し四月法令の一箇条に、新極印銀が「向後丁銀とつり合候様に可被申付候事。」とあり、法令末尾に「右御国廻御上使衆、近日可為御廻候條、急度相極候之様可被申付事肝要候」と記されている。このことから、御上使巡国廻期間中は幕府貨幣と同品位の領国銀を鑄造、流通させることを政策としたものと考えてよい。これに対し六月は、藩独自の政策で品位を決定したものであろう。六月以降の鑄造にかかる新極印銀は、丁銀より三步下位のものであった。

今、先きの図式における一般流通銀に対して、寛永一〇年の貨幣政策がどのように作用したかを図示すれば次の様である。



つまり、  
 極印銀—朱符銀—新極印銀—錢という藩の貨幣体系で、一般流通貨幣を包摂しようとしたものであった。

次に掲げるのは、新極印銀流通を示す史料の一例である。

御日請申上候銀子之事

合拾九匁 新極印

右之銀子、当月ノ十五日いせんへ急度相済可申候。若無沙汰仕相延申候者、御はつと(法度)のことくりそくお指上可申候、為其、如此之(利息)

御日請状、如件。

寛永拾壹年七月朔日

柄上村

助左(略押)

甚吉(花押)

(本)  
大田村  
宗右衛門殿

これは越中砺波郡の史料で、太田村宗右衛門は十村組組頭で有力農民、助左、甚吉は一般農民と考えられる。知られる史料の範囲内で、年貢・諸役上納以外の私的貸借文書に領国銀使用が認められるのは、これが年代的に最も古く、史料残存における限界を考慮した上でも、新極印銀の普及は評価してよいと考えられる。

新極印銀使用の浸透が進む中で、寛永一五年藩は次の様な法令を出した。

覚

近年於御分國中進来候新極印銀子、並他国より相越候取込銀子遣候義堅被成御停止訖。然者来月五日以後、朱染紙封之銀子を以商売可仕候。但跡々新極印銀子にて直段申合候分は、最前如町定、朱封之銀子歩入指引致算用、受取渡可仕候。若御法度を於相背輩は、可被所曲事旨所被仰出也、如件。

寛永十五年八月廿八日

横山山城守

本多安房守

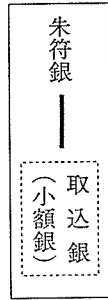
判

新極印銀の使用を禁止し、また寛永一〇年の禁止令以降も残った取込銀については改めて使用禁止を命じ、朱符銀のみを通用させることとしたのである。この時の朱符銀とは、符付された銀ではなく、貨幣自体が朱符銀の、つまり極印銀の品位をもつものであった。朱符銀は新極印銀より五歩上位の高品位貨幣で、この朱符銀による一元的貨幣統制政策

は、今極印銀以来続いてきた低品位領国銀の鑄造、流通政策から、高品位領国銀の鑄造、流通政策へと転換させたものであった。

この年九月一日から二月一〇日にかけて、金沢の「新吹所」においては二〇七三貫匁余の朱符銀が吹上げられている。<sup>③</sup>更に、領国銀体制を維持するためには、領外から入ってくる取込銀を常時朱符銀に鑄直してゆく必要があり、その作業は銀座において行われた。鑄直し量は、時期は下るが推算の可能な寛文期でみると、年間約九〇〇貫匁となる。<sup>④</sup>朱符銀の一元的使用令以降、それが実現していった様子は表1によって知ることができよう。そして朱符銀の一元的流通状況は、寛文九年丁銀への切替え時迄一応は維持されたのである。但し、小額貨幣には朱符銀以外の取込銀使用が依然残り、それは承応期に新たな政策上の問題となってくる。ここで、寛永一五年以降の領内銀貨幣についても、図示を試みれば次のようになる。

領国銀体系



なお、銭は小額貨幣としての取込銀と並列した位置にある。

次に本論との関連において、加賀藩の銀座についてその概略を述べておこう。

銀座創設期の概要は「銀座一件」等<sup>⑤</sup>によって知られる。それによれば、上方より下った後藤用介と共に、矢田主計が相役となり銀座を勤めていたが、「其後兩人不調法有之、役

儀御取揚被為成、御国町人に銀座被仰付候」となった。そして元和五年浅野屋次郎兵衛が、翌年には金屋彦四郎が銀座勤仕を命ぜられ、且、吹座として前者へは後藤才次が、後者へ後藤次右衛門がつけられた。浅野屋、金屋の両町人は共に、寛永期の御用町人としてはその活動が知られている。しかし浅野屋次郎兵衛は既に元和四年に金沢宝円寺祠堂米運用を命ぜられ、<sup>⑥</sup>金屋彦四郎は慶長九年に持船一〇艘の浦々諸役と町並役免除の特典を与えられており、<sup>⑦</sup>兩人とも初期からの有力町人であった。元和六年の史料で、極印銀が領内流通貨幣の基準貨幣となり始めたことを先きにみたが、それは、後藤用介等の藩お抱え職人による銀座体制から、町人取立てによる体制への転換と時期的に対応している。

銀座の業務内容については、先行の研究に詳しい。<sup>⑮</sup>寛永四年の「天秤座御定」によれば、銀座では、判金裏判書、銀子吹直し、銀子極印押、銀子符付等が主な業務であった。各々の業務については、一般の依頼人より規定の手数料をとることが定められており、銀を持参して吹賃、極印賃を支払えば誰れでも極印銀を手に入れることができた。また一方、藩より「敷銀」を与えられて、藩内鉱山産出銀や取込銀を買入れ、領国銀の铸造にも当たった。

なお寛永期においては、金沢銀座の他、寛永一〇年新極印銀铸造に当って、先述したように富山に吹所が設けられた。この他寛永一九年には利常の隠棲地小松に銀座のあったことが確かめられる。<sup>⑯</sup>

① 作表に使用した史料は、刊行・未刊行兩種の史料によった。利用した主な刊行史料集は『加賀藩史料』、『国事雜抄』、『加能古文書』、『珠洲市史 第三卷』、『奥能登時國家文書』、『輪島市史 資料編第一卷』、『小松史 史料編上・下』、『富山県史 史料編Ⅳ』等で、その他市町村史を参考とした。未刊行史料集では金沢市立図書館蔵加越能文庫中の「加賀國古文書」、「能登國古文書」、「越中古文書」等で、その他本文中に利用した諸史料を用いている。

なお、作成に当って用いた史料は、貨幣使用の明らかなものに限り、例えば法令中に金、銀等の言葉のみでてくる場合は、これを加えていない。

- ② 前掲「越中古文書 卷一〇」所収。  
 ③ 前田氏による三ヶ國の各領有は時期の違いがあり、天正九年能登國領有の後、同一一年加賀國、同一三年越中國と続く。この差異が残存史料に影響を与えている面がある。  
 ④ 『石山本願寺日記 上巻』（清文堂出版刊）所収の「天文日記」によって天文五年から同三年迄、加賀四郡からの上納をみると、金納七例、銭納五五例であり、同前書下巻所収の「頭如上人文案」によれば、加賀・能登からの上納六例中、金納五例、銀納一例である。

⑤ 天正一三年分折戸村年貢覺済状。高沢裕一氏「天正期年貢算用状の考察」（『珠洲市史 第六卷』所収）七〇七頁に全文を掲載。

⑥ 高沢氏前掲論文七三九〜七四〇頁。

⑦ 『加賀藩史料 第一編』五二五頁。

⑧ 「五箇山古文書 写」（金沢市立図書館蔵加越能文庫―以下、加越能文庫とのみ記す）。

⑨ 朝陽会刊、五八〜五九頁。

⑩ 五九頁。

⑪ 『加賀藩史料 第一編』八八八頁。

⑫ 川上氏前掲論文九〇頁。

⑬ 小葉田淳氏『日本の貨幣』（至文堂刊）九九〜一〇〇頁、八九頁。

なお本稿での考察を通して、取込銀とは灰吹銀に限らず、丁銀や他國領国銀を含めた、所領外からの流入貨幣としてよいように考える。

⑭ 『加賀藩史料 第二編』四三三頁。

⑮ 亀谷銀山については小葉田淳氏『日本鉱山史の研究』（岩波書店刊）

Ⅶ-3 参照。

⑯ 石川県郷土資料館蔵 篠島家文書 一二三三号。

⑰ 前掲篠島家文書 一二四〜一二七号。



- ⑮ 「金沢市中古文書」(加越能文庫)。  
 ⑯ 『加賀藩史料 第二編』五二二頁。この史料の解釈については、川上氏前掲論文九五頁参照。  
 ⑰ 富山大学図書館蔵 川合文書。  
 ⑱ 『加賀藩史料 第二編』六〇五頁。  
 ⑲ 前掲『加藩貨幣録』八六頁。  
 ⑳ 同じ時期に奥能登でも、ほぼ同品質の「取込銀」が藩への上納等に用いられている(Ⅱ-2に後述)。  
 ㉑ 『加賀藩史料 第二編』六九八頁。  
 ㉒ 同右 六九九頁。  
 ㉓ 同右 七〇三頁。  
 ㉔ 『金子文書』(富山県砺波市教育委員会刊) 文書の部一三八号。  
 ㉕ 『加賀藩史料 第二編』八七一頁。  
 ㉖ 既に寛永一〇年以前に、極印銀品位の朱符銀が鋳造されていたことは、寛永一〇年四月一七日の法令(註⑳)第三条で確かめられる。

## Ⅱ 寛永前期の領国貨幣政策

### 1. 一般貨幣流通の状況

天正期に奥能登で年貢代金納が行われたことをIで述べたが、そこでの小額金貨幣の使用は、在地における流通を推定させるものであった。一方、小物成における貨幣納入も一般の貨幣流通を反映するものと言えよう。

慶長七年分江沼郡山中湯銭請取良子事

合七百目者

- ⑳ 川上氏前掲論文一〇〇〜一〇二頁。  
 ㉑ 「三州銀座入払留」(加越能文庫)によれば、寛文元年から同八年迄の銀座収入は、符貨・吹貨・鉛売払貨からなり、平均して一ヶ年約三六頁匁の収入であった。寛文一〇年以降は朱符銀使用停止となったため、銀座収入は符貨のみとなり、延宝三(一六七五)年迄の平均は約二五頁匁であった。従って寛文八年以前の収入差、一ヶ年一貫匁程が朱符銀への鋳直しに伴う吹貨と鉛売払貨収入と推定される。これを寛永一五年朱符銀鋳直しの算用例(註㉒)にあてはめると、既述の朱符銀鋳直し量が算出される。  
 ㉒ 「銀座一件」は加越能文庫。また、前掲『加藩貨幣録』巻二参照。  
 ㉓ 『加賀藩史料 第二編』四三二頁。  
 ㉔ 『同右 第一編』九〇四頁。  
 ㉕ 川上氏前掲論文九二〜九五頁。  
 ㉖ 『加賀藩史料 第三編』六三頁。

表3 慶長期の小物成納入事例

小物成名	国別	小 物 成 額					
		慶長5年	同6年	同7年	同8年	同9年	同10年
宮腰網銭銀	加賀	銀子4 <sup>①</sup> 枚					
白山川役銀	同		銀子5 <sup>②</sup> 枚				
山中湯銭銀	同			銀子700 <sup>③</sup> 匁	5月銀子500匁 12月銀子11枚16匁	銀1貫匁	銀1貫匁 <sup>④</sup>
下町野鮭役	能登						銀7.4匁
越中鮭役	越中						銀119枚26.7 <sup>⑤</sup> 匁

- (註) ① 「加賀国古文書 九」(加越能文庫)。  
 ② 『加賀藩史料 第一編』840頁。  
 ③ 同上872頁。以下順に同書876頁, 883頁, 895頁, 943頁。  
 ④ 『奥能登時国家文書 第一巻』12頁。  
 ⑤ 「有賀家文書」(加越能文庫)。

右請取所如件

慶長七年十二月廿日

(前田利長)  
はひ

山中百せう中

慶長二〇年三月の条例から、藩では小物成奉行が小物成額の算定に当り、それに基づいた徴収が行われていたことがわかり、右はその一例である。慶長五年から一〇年迄を例にとって、小物成の納入、その額を列挙すれば表3の様である。

一方、先行の研究によって、文禄・慶長年間の天秤屋は、能登では七尾町と滝村、加賀では金沢町、小松町、越中では守山(後の高岡)町でその存在が確かめられ、金銀吹立や符包の営業を藩から許可され、役銀を上納していたことがわかつている。これらの天秤屋に付加えて、慶長一〇年の史料から、越中の城端町、八尾町にも天秤屋があり、各々吹抜銀で二枚と一枚の天秤役を上納していたことがわかる。領内各地での天秤屋の稼業はまた、一般貨幣流通を象徴するものと言えよう。

このうち小松町の天秤屋は、慶長五年大坂夏の陣を契機に前田氏が小松を藩領に加えた際、「能美郡中天秤職之事、申付之条、金銀とも如前々、全可裁許者也」<sup>④</sup>との文書を受取っている。Iで述べたように、慶長九年の法令によって、藩はちぢみ銀の使用と相場での歩入による灰吹銀の使用を命じたが、先きの金銀裁許とはこのような貨幣統制を担うことだと判断される。そうであれば

小松天秤屋の例でみられる動きは、藩が従来の天秤屋を貨幣政策の中で掌握してゆく過程として把えることができよう。

さて、以上のような領内における貨幣流通は、取込銀の名称に示されるように、領外からの貨幣流入を前提としていた。この貨幣流入は具体的にどのようなように実現していたのであろうか。

米の領外売却によるものがまず考えられるが、町方商人が米を商人米として売却する可能性のあったことは既に指摘しておいた<sup>⑤</sup>。米の他に、諸産物の領外売却があり、また加賀藩内の場合には海運業による収益が大きかったように思われる。

諸産物の中では、小松絹がその代表的なものであろう。その生産高は寛永一三年一二月から翌年一二月迄の一年間で、六二〇〇疋余であった<sup>⑥</sup>。主に京都へ搬送・売却された筈であり、その搬送量は未詳ながら、収益の大きさはその生産量より類推される。また鋳産物については、領外売却が史料上確められる。

寛永七年分鉛請取申事

合七百貳拾貫目者 但京目斤兩也

右者但馬銀山入用ニ売渡申鉛之内ニ相渡申所如件

寛永八年五月廿八日 幡磨屋弥三右衛門（黒印）

はりまや 安兵衛（黒印）

大山左平次殿<sup>⑦</sup> はりまや八右衛門（黒印）

これは寛永初年より産出をみた越中長棟鉛山に関する史料で、大山左平次は山請負人であり、幡磨屋は鉛売買を仲介する商人と考えられる。但馬産出銀精製のために、長棟鉛が求められたのである。長棟鉛山では産出額の六分一を運上鉛とし、残りは商人売りとなっていた。但し寛永八年からは藩が買上げる召上鉛制がとられたため、商人売りによる利益はかなり減少したものと考えられる。商人売りを試算すると、寛永五年では銀八〇貫匁、同六年には三八〇貫匁余に上る。

海運業に関しては、秋田の秋田実季が慶長三年夏、伏見作事用板千間分を敦賀に送った際、雇われた海運業者中、敦賀、

表4 鉾山問吹支払内訳

項目	支 払 高
諸職人賃銀	320.7
内訳	
か け 大 工 2 人	67.2
床 大 工 1 人	43.7
ふいこさし 6 人	157.8
すはいはたき 1 人	26.0
ね ば 取 1 人	26.0
炭焼へ渡銀	509.02
富山より買入飯米代	324.0
くさりの駄賃銀	246.25
諸道具代等	228.98

(註) 『長棟鉾山史』史料7号より作成

若狭、出雲崎の業者に混って、能登輪島の坂本藤二郎、加賀の白尾長介、小倉彦四郎の名がみえる<sup>⑨</sup>。また同一六年越中婦負郡の港町西岩瀬では、秋田、松前、敦賀へ藩米を運送する一二艘の舟があった<sup>⑩</sup>。また次に掲げるのは奥能登時国家の元和五年二月付史料で、内容は雇用船乗から船主（文中、おやちさま）時国に対し出された商売上の失敗についての詫状である。引用は前後を略した。

去年御船荷物ヲ請取、敦かにても佐門にて参り候へとおやちさま御意候所ヲ、我ホ以分別ヲ泰前へ罷下り商内悪布仕、其上毘布つめヲきらせ、其上毘布干うをのこかずぬすミとり申候ニ付而敦賀にてうれ不申、大津京大坂迄為御登候へ者たちんうんちん遣過分にかゝり申候ニ付而手とりなしニ罷成候<sup>⑪</sup>。

史料から時国家の、松前、敦賀、大津、京都、大坂に至る商圏の広がり、物資転売による海運業経営の具体相がみとれる。文中「御船荷物」については、それが当時加賀藩の代表的産物の一つである奥能登の塩である可能性があるであろう。時国家は海運業を営む一方、塩生産にも関わっていた<sup>⑫</sup>。また、寛永四年塩専売開始以降、藩がその取得塩を酒田、新潟、沼垂等の領外で売却しているところよりみて、専売制以前に奥能登産塩が納屋物として領外へ流通した可能性は大きく、時国家が売買に関与していたことも考えられる。

さて、取込銀を含む領内の貨幣流通において、それがどの程度の深まりをもっていたかが次に問題となる。越中砺波郡の事例では、蔵米・布流通の実態から判断して貨幣流通の普及が知られ、また日雇への日用銀の支払等からみて、それは下層農民を巻き込んだものであった<sup>⑬</sup>。

元和五年八月七日から一〇月二〇日にかけて、越中新川郡の鉾山で産出鉾の質を調べる問吹が行われた。問吹にかかる収支報告が山師から大山左兵衛宛に出されており、その支出内容を整理して示せば表4の様になる。問吹という作業を通

じて、諸職人および町方商人へ貨幣が流通する状況が読みとれよう。また寛永七年に、富山片あい物町の惣兵衛は、長棟鉛山請負人の大山左兵次に対し、長棟鉾山へ行く費用として三五匁八分を借用し、銀で返済すると共に、借銀高の内で鉾山入用の金道具を調達する旨請負っている<sup>⑮</sup>。

これらは、一般および下層民衆へも貨幣流通が浸透してゆく状況の一端を示すものである。その中でも町場は一層貨幣流通が盛んであった筈で、先述の天秤屋が能登の滝村を除いて全て町方に存在していることが、その象徴といえよう。

## 2. 領國貨幣の機能

以下に掲げた①～⑭の史料は、寛永四年に始まり同一五年に一応の完成を遂げた奥能登の塩専売制<sup>⑰</sup>に関わるもので、塩生産農民（一部塩業外農民も含む）と藩との関係を中心に、貨幣の動きを示すものである。このうち①～⑥は農民から藩への貨幣上納を、⑦～⑭は藩より農民への支払いを表わす。史料は主に鳳至郡名舟組のもので、寛永一〇年領國銀一元的流通政策以前の、同八・九年を中心を集めたが、史料を欠く部分では他の年のものも用いた。史料の引用は、掲載の都合で史料全体の一部のみとし、また必要箇所では説明を加えておいた。

### ① 寛永八年分名舟組小物成上納

一、百拾八匁考分三厘 名舟村場役  
朱封銀歩入共ニ

一、七拾目式分毫厘 炭釜役、朱封銀歩入共ニ

一、式拾式匁五分 鑛治武間役

メ式百拾匁八分四厘<sup>⑱</sup>

### ② 寛永八年分名舟組夫銀上納

一、考貫四百七拾五匁九分五厘 春秋兩夫銀百三拾式匁八分五厘 右之歩入、但九歩ニシテ

ノ老貫六百八匁五分 次封<sup>⑬</sup>

③寛永一〇年分名舟組藏米払代銀上納

合百七拾石者 斗懸

此払方

一、五拾四石七斗九升 九匁払

代銀九百八拾六匁貳分貳厘 次封

一、百拾五石貳斗老升 九匁五分払

代銀貳貫百八拾九匁 次封<sup>⑭</sup>

④寛永七年分名舟組貸藏米利足銀上納

本米七拾老石之分貳割ニシテ

合、拾四石貳斗者

此代銀貳百九拾八匁貳分

但 次封斗懸拾匁五分払<sup>⑮</sup>

⑤ 寛永九年分藩貸塩釜代銀上納

一、百貳拾目者 七年之借釜六枚分 但、拾桶入老枚ニ付貳拾目宛

一、八拾目者 八年之借釜 但、拾桶入老枚ニ付貳拾目宛

ノ貳百目者 但次封也

⑥ 寛永九年名舟組村々竹木買代銀上納

九年分 一、五匁 竹五束代 白米村中

八分老厘 右之步入老割六歩六厘ニシテ

ノ五匁八分老厘 取込銀

同九年十一月廿四日井口左平次殿へ上ル<sup>②</sup>

○以下、洪田村、里村、小田屋村、名舟村より各々七匁、六匁、拾匁、拾三匁が同率の歩入分を加えて上納されている。

⑦寛永九年より名舟組等宛藩買米代銀支払

一、百七拾七石 御買米

代銀三貫百八拾六匁 朱封銀

御米五斗ニ付九匁  
ニ与中へ請取申候<sup>②</sup>

⑧寛永一三年名舟組宛御召塩代銀支払

合拾五貫三拾四匁三分貳厘 次封

代塩七千八百四拾四俵

但銀拾老匁五分ニ塩六俵替<sup>②</sup>

⑨寛永八年分名舟組宛藩買塩代銀支払

一、百五俵 御買塩

代銀六表<sup>(俵)</sup>ニ付而次封拾匁宛請取申候<sup>②</sup>

⑩寛永一三年名舟組宛米・材木運賃支払

一、百八匁者 正院へ廻米

此運賃之御米百八拾石

但老石ニ付而六分宛

(中略、嶋島へ廻米の記載)

ノ百九拾八匁者 新取込五分銀

栗丸太運賃銀之事

一、五拾四匁者 宮腰へ登ス

此運賃之丸太京間式間木

壹本ニ付六分宛

合式百五拾式匁者 新取込五分銀<sup>㉗</sup>

⑪寛永八年名舟組宛徴収材木代銀支払

一、六拾目 西院内村

一、貳拾目 東院内村

(中略、九ヶ村に付て同様の銀高記載)

合式貫三百目取込

寛永八年ニ多川殿を請取

此桴木五百七拾五坪京間 但六尺四寸ニ<sup>㉘</sup>

⑫寛永八年より同一三年迄五ヶ年分鳳至・珠洲奥能登ニ郡割符

五ヶ年分合考貫貳百貳拾九匁四分五厘

新取込<sup>㉙</sup>

○この前部分には草高、定納、棟別の各銀高を記し、後部分には、この内訳を記す。内訳は金沢日用銀、御尺木代等で、割賦の対象となったのは、藩の夫役および藩徴収品のうち対価が支払われないものである。一時的に何らかの方法で立替えられ、後に割賦、徴収がなされたものである。

⑬寛永六年本吉村(加賀の港町)商人、藩専売塩購入

合 三百八拾表者 加州本吉村  
買主少介

但老儀ニ付而貳匁七分宛 修禪寺封<sup>㉚</sup>

⑭ 寛永一四年分宮腰着、藩専売塩精算



一、塩高五万七百七十八俵は

此内二百五十俵は 台所入

残高五万七百七十八俵は

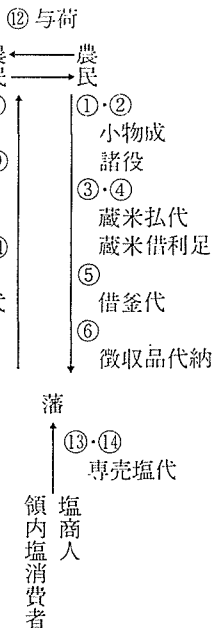
寛永十四年四月九日より  
同十五年七月廿日迄私塩

此代銀

合三百十二貫九百卅五匁六分 朱封銀

内老貫六百七十目五分 新極印

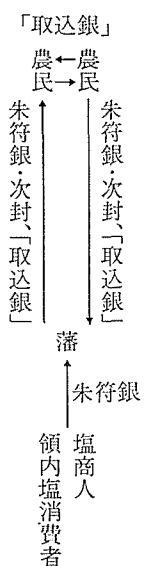
百一匁五分は出目



以上①から⑭の史料をもとに、貨幣流通の図示を試みれば上記のようになる(番号は前掲の史料番号)。

更に、この流通を貨幣の種類で図示してみる。各貨幣の品位は朱符銀・次封で、「取込銀」は新取込銀、新取込五

歩銀を含み、朱符銀に対し五歩の歩入をもつ。



図のように、塩専売制に関わって使用された貨幣は、朱符銀、次封という領国銀の基準に沿ったものであり、「取込銀」も領国銀に対する歩入の一定のものであった。この状況が示しているのは、塩専売制を実施するに当たっては、貨幣流通を不可欠とする塩

の生産・消費構造全体を包摂する必要があったという点であり、従って、「取込銀」をいかに領国銀体系の中に包摂するかが、経済政策の一つの鍵とならざるをえなかったかがわかる。

なお先きに、長棟鉞山で寛永八年から召上鉛制が始まったことを記したが、それを示すのが、同年五・六月付けで大山左

平次に宛てられた、山師鉛手銀請取の六通の文書である。藩は大山左平次を通じて、将来の鉛上納を引当てに山師達に一〇〇匁から五〇〇匁の鉛手銀（前渡銀）を与えているが、用いられた貨幣は「朱染紙封」であった。藩は、従来大山左平次と山師達の間で結ばれていた前渡銀關係を奪う形で、召上鉛制を実現したものと考えられる。長棟鉛山に対する藩の政策については、未だ体系的な研究はなされていないが、寛永期に集中する経済政策の一環として把えることができよう。そしてここにおいてもまた、領国銀が政策の一翼を担っていることがわかる。

以上、塩専売制等の具体的事例を通して、寛永前期における領国経済諸政策全体において、貨幣統制が不可欠であったことを類推することができよう。そして在地の経済的諸關係を取込んでゆく上で、一般流通貨幣にどう対処するかが課題となったのである。

寛永一〇年、新極印銀の一元的流通政策と取込銀の使用禁止の実施は、以上のような状況下で行われた。朱符銀に対し五歩低品位の、つまり一般に通用していた「取込銀」品位である新極印銀の発行は、一般流通貨幣を領国銀によって席捲する上で、有効に働いたものと考えられる。その上で、藩は寛永一五年を一つの画期とする種々の経済政策を展開していったのである。

- ① 『加賀藩史料 第二編』三八九頁。
- ② 川上氏前掲論文八五～八七頁他。
- ③ 『有賀家文書』（加越能文庫）。
- ④ 『国事雜抄 中編』（石川県図書館協会刊）三七二頁。
- ⑤ 拙稿「近世初期の蔵入地代官支配と地域市場」（日本史研究二二三号）Ⅲの4。
- ⑥ 『小松史 史料篇下巻』（石川県能美郡小松町役場刊）六三五頁。
- ⑦ 『長棟鉦山史』（長棟鉦山史研究会刊）史料二六号。
- ⑧ 諸制度については同前書参照。
- ⑨ 『秋田県史資料 古代・中世』九八四号。
- ⑩ 『新湊市史』（新湊市役所刊）七三三～七三四頁。
- ⑪ 『奥能登時国家文書 第一巻』（日本常民文化研究所刊）四二二号。
- ⑫ 時国家の全体的な経営構造については、高沢裕一氏「近世前期奥能登の村落類型」（金沢大学法文学部論集 史学篇二二）。
- ⑬ 『能登輪島上梶家文書目録』（石川県立図書館刊）二二〇～二二二頁。表三七・三八からその販売量がわかる。
- ⑭ 前掲拙稿Ⅲ-3。
- ⑮ 長棟鉛山請負人、大山左兵次と同一人物と考えられる。

- ⑮ 前掲『長棟鉦山史』史料二〇号。  
 ⑯ 加賀藩の塩専売制については従来より研究が多いが、本論との関連では塩専売制を貨幣経済の側面でも扱えた、見瀬和雄氏「加賀藩初期の塩専売制について」（地方史研究一七五号）が参考となる。  
 ⑰ 『輪島市史 資料編第一巻』（石川県輪島市役所刊）上掲家文書——以下『輪島市史』と記す——の一。  
 ⑱ 『輪島市史』一の一。  
 ⑳ 上掲家文書写真真集（石川県立図書館蔵）——以下写真真集と記す——第五巻E—4。なおこれと同種の文書は寛永八年分にもあるが（同上E—1）、貨幣の種類を記していない。但し他文書より判断して、次封の使用に間違いない。  
 ㉑ 『輪島市史』二の二三。  
 ㉒ 同右二の二四。  
 ㉓ 写真真集第六巻K—4。  
 ㉔ 『輪島市史』一の九。  
 ㉕ 写真真集第七巻L—30。  
 ㉖ ⑱の掲載史料に続く記載。  
 ㉗ 写真真集第八巻O—6。  
 ㉘ 写真真集第六巻K—3。

### Ⅲ 領主的領国市場の形成と変容

#### 1. 領国市場の形成

寛永後半期、特に同一五年にかけて、領内における領主財政再生産体制確立の一環として、藩は諸流通政策を実施した。

- ㉙ 『輪島市史』一の一七。  
 ㉚ 同右二の一四。  
 ㉛ 『加賀藩史料 第二編』八六八頁。  
 なおこの史料中の出目高から計算すると、新極印銀は朱符銀に対し約六歩の歩入となる。これは寛永一〇年の五歩下の位付けより更に一步余低いことになる。この理由は今のところ不詳。寛永一五年迄の間に、品位低下があったとも考えられる。  
 ㉜ 朱符銀と次封という別称がなせ生じたかについては不詳。また史料では実際に流通した例をみないが、上納基準貨幣として高品位に設定された「上銀」が見出される。この上銀に対する歩入は、  
 上銀↑朱符銀↑次封↑取込銀  
 上銀↑九歩 朱符銀↑四・一步  
 同右↑九歩 同 右↑五歩 同 右  
 この二例があり、寛永中期には殆んど後者の例となる（但し、史料⑥竹本買代銀の場合は前者）。本文中では朱符銀と「取込銀」の歩入について、新取込五歩銀の名で示されるように、後者を一般的なものとした。  
 ㉝ 前掲『長棟鉦山史』史料二一〜二五・二七号。  
 ㉞ 同右史料一八号。

表5 越中代官篠島支配下の調米

年 代	買 上 方		処 理 方			
	米 高	石当銀値	地払米高	石当銀値	払残米高	大坂廻米高
	石	匁	石	匁	石	石
寛 永 17	8223		8149		80	
19	4125	28.9	594	42.7	3531	
20	7476	21.5	7369	22.1	107	
正 保 3	2846	13.3	2846	17.2		
慶 安 元	596	28.6	596	46.5		
2	3754	16.6	3754	29.6		
承 応 3	8668	17.9	64	31.3		8604
明 暦 元	2217	26.4				2217
2	3680	23.1				3680
3	908	22.0	86	27.9		822

(註) 篠島家文書136~145号より作成

その主要な柱は蔵米処理の藩による掌握で、それに適的な領内の市場整備として、特産品の町方集荷と町奉行制にみる町一在分離、一部特産品の専売制が実施された<sup>①</sup>。

諸政策実施後の年貢米の流通についてみると、寛永末・正保期に蔵米及び給人米が領内で「高値払」されている。蔵米の例では、寛永二〇年春越中水見地方で、加賀能美郡に隠居領をもつ利常の蔵米が、石当四二・二匁で一五〇石分「高値払」され、朱符銀で合計六貫三三〇匁が徴収された<sup>②</sup>。一方、越中代官篠島豊前支配地では寛永一七年から、給人米を藩が買上げ換金する調米制度が実施された。表5に調米算用状の残された分について、その内容を示した。地払は買上げの翌年及び翌々年に行われ、値鞘により利潤獲得をはかるものであった。このうち寛永一九・二〇年の算用状には「高値払」と記載され、前者では、金沢で五〇匁、砺波郡、越中中郡では各々四五匁、四二・二匁と、地域別価格で売却された<sup>③</sup>。

これ以前の時期に、藩が年貢米売却等に当って価格基準を設けたものとしては、元和二年の定にみえる「大津之相場中之並<sup>④</sup>」や、寛永五年砺波郡の例における「敦賀御払なミ<sup>⑤</sup>」であった。元和から寛永期にかけては、上方市場米価が売却基準にされていたといえる。寛永末年以降の先記事例は領国市場で高米価を設定したものであり、両時期間の差を認めることができよう。

大坂と加賀藩領内との米相場の関係は高瀬保氏が紹介・分析しているが、<sup>⑥</sup>

本論との関連では、寛永末年から慶安初年にかけて領内の米相場が大坂のそれを凌駕していることが注目される。表5の事例でいえば、寛永一九年分調米は翌二〇・二一年に売却されたが、兩年の大坂では高値で三一・二〜四五匁であったのに対し、金沢での売値は五〇匁とされた。慶安元（一六四八）年の年調米は翌二年に売却され、大坂高値三〇匁に対し領内は四六・二匁であった。この高値売却と共に、一方では調米の安値買上げが行われているのであって、この領内での買上・売却における価格差の大きさは、封鎖的に近い領国市場を形成しての恣意的な価格設定、つまり市場操作を行ったことを物語っている。

一方、寛永一六年三月二二日付で、藩重臣から宮腰町奉行宛に出された定書中、第二条と八条に次のようにみえる。

一、諸商人並他国之船道以下出入就有之は、穿鑿いたし、有様に可有裁許候。自然御国之者と他国之仁出入於有之は、他国之仁に理を付、以来申分無之様可被申付候。若其方手前にて難相究儀は、金沢年寄中へ相尋可被申付事。

一、御城米並御家中之米・商人米によらず、御国之船に而も他国之船にても、相对次第積申様に可被申付事<sup>⑧</sup>。

前者について、これ以前にも藩が領外商人を優遇している事例はあるが、この条文では、領内と領外商人との出入において事情を問わず領外商人に理をつけるという、いはば専断といえる措置を法令化している点が特徴的である。後者は米の移出を促進している様子がうかがえる。先きの調米制度の実態と、条文に示される状況を合せ考えるならば、慶安期迄の、上方市場が年貢米市場としての内実を持っていない段階で、領国市場では処理しえない年貢米売却を、領外商人を優遇することによって徹底させる意図があったといえよう。そして条文中の領外商人は、具体的には地方的な市場を含む、従来からの市場関係の中で商活動を行っていたものであろう。

さて、寛永一五年の朱符銀による一元的貨幣統制政策は、このような藩の経済政策実施の中で行われたのであった。領国貨幣の高品位化は貨幣流通量の縮小を、従って領内商業活動を沈滞させる。しかし一方では、全国的な統一貨幣体制が成立していないこの時期には、領外商人に対して高品位貨幣の流通する安定した取引市場を保障した筈であった。高品位

化の一つの理由は、この点にあったと考えられる。

領主は一方、銀座商人を通じて領内で幕府貨幣を取得していた。取得の初見史料は寛永一四年のもので、三月五日に藩は銀座の彦四郎、八左衛門に対し朱符銀二〇貫匁を渡し、小判三二五兩と残銀一八匁近くを一〇日に受取っている<sup>⑩</sup>。時期は下るが万治三(一六六〇)年八月には、朱符銀九八貫匁余で小判一三八九兩程が、また明暦三(一六五七)年一月から翌年一二月迄の二ヶ年に、九七五貫匁ほどで金子、丁銀が買上げられた<sup>⑪</sup>。明暦期の史料には、買上げに用いた銀の種類を記していないが、朱符銀による幕府貨幣の買上げと考えてよからう。また、慶安元年から明暦元年にかけて、加賀領内より江戸への送金を二三例みることができ、このうち慶安元・二年の四例は幕府貨幣での送金である<sup>⑫</sup>。これらは先記のような手順で藩が入手したものであろう。領内外商人は共に領内で商業活動を行う際、領国銀以外の貨幣を朱符銀に換える必要があったが、この交換は公的には金沢銀座の他、限られた場で行われなかった<sup>⑬</sup>。いはば金沢銀座を窓口とする封鎖的な領国銀体制の形成が意図された訳で、この点を利用して藩は幕府貨幣を取得できたものと考えられる。

このような貨幣政策の内容を考えるならば、そこには、上方市場が充実していない段階での領主による恣意的な領国市場操作という、年貢米政策と共通したものを見出すことができる<sup>⑭</sup>。

ところで、領内の高米価政策及び幕府貨幣取得は意図通りに実現したのであろうか。越中の調米制で売値を高価格に設定したのは、寛永一九年と慶安元年分であったが、その場合売却が実現されたのは六〇〇石に満たない。この兩年以外の売値は、他の領内米価と比べてそれ程高値にはなっておらず、その場合二〇〇〇〜七〇〇〇石を売却しているのとは対蹠的である。また、寛永一九年分では、金沢での売値は五〇匁とされたものの、売却した結果の平均価格四二・七匁は、設定された価格としては安値の越中中郡の売値に近いものであった。一方幕府貨幣取得に関して、先述の領内より江戸への送金事例でみると、承応期以降明暦元年迄七例全てが、朱符銀または恐らく朱符銀と考えられる銀子での送金となっており、領内での換銀が進んでいないことを示している。この点に関しては、万治期の対金比価における銀安値とも関連す

ると考えられる（後述）。これら調米・換金に現われた両状況は、領主の領国市場操作がその意図通りには実現していないことを物語っている。

## 2. 幕府貨幣体系への移行

慶安四年から始められた改作法は、藩の経済政策にとって重要な画期をなしたものであった。改作法は給人及び農民の窮乏に対処したものとされているが、給人対策としての調米制度は万治期にその組織が整備されており、改作法を通じて同制度の充実が図られたことがわかる。表5にみえる如く、代官篠島支配下では承応三（一六五四）年からの調米は殆んど全て大坂廻米で換金化されるようになった。大坂の年貢米市場としての機能充実に照応した動きといえよう。<sup>14</sup>

寛永一五年に成立した朱符銀による一元的な領国銀体系は、寛文九年丁銀遣いへの移行迄保たれた。しかしその間に、貨幣流通に関する変化が指摘できる。それを先行の研究成果を混えながら、<sup>15</sup> 錢遣いについて述べてゆこう。

承応三年八月に藩は、小額の売買には錢使用を命じ、その実現を促すために上方より寛永通宝を取寄せ、問屋を通じて領内に売出すこととした。<sup>16</sup> 錢の領内配分は銀座の彦四郎が請負い、同年には錢三〇〇貫文、代銀にして五三貫匁近くが翌四年には三二〇貫文近くが代銀六〇貫匁余で分配、売却されたことが確かめられる。<sup>17</sup> この錢遣い促進策は、朱符銀による統制後も低品位の取込銀が小額貨幣として流通していたことに対する、取込銀排除を目的としたものであった。<sup>18</sup>

寛永一〇年新極印銀の鑄造・流通政策に際しても、Iに示したように、一匁以下の小額売買や酒着他の日常生活品売買に錢遣いが命じられたが、同様に取込銀排除政策に基因していたと言ってよからう。承応三年の錢遣い令は、小額貨幣に対する需要状況と、幕府による寛永通宝の発行及びその流通浸透状況が併立した時点において、寛永一〇年法令よりはより積極的な錢遣い促進策がとられたものと言える。政策的には取込銀使用排除、つまり朱符銀による一元的領国銀体系の維持が主眼であったが、寛永通宝の導入に伴う政策の結果、領国銀と幕府錢の両立という、貨幣における二元体制をとら

ざるをえなくなつたのである。

また、寛永通宝一貫文に対する朱符銀高を示せば、承応三年九月に一八匁、同年一〇月一七・三匁、同四年三月には一九匁であった。<sup>⑧</sup>更に万治二年一二月には二〇匁となっており、藩は錢価の統制を行いていない。また公定比価、丁銀五〇匁、錢四貫文、従つて錢一貫文は丁銀一二・五匁を一応の目安にすると、丁銀より品位の高い朱符銀においても銀の安値が指摘でき、錢の需要が強かつたことを示している。

貨幣流通上の変化としてはまた、京都と領内との為替制度に関わるものがある。

#### 覚

一、かわせ銀裁許人 堤町尾張屋久右衛門

一、かわせ銀歩入式歩之内考歩八替人ニ遣、式之分は才許人江可被下事。

一、かわせ銀仕度与申者候へ、右裁許人之入を以、諸方銀奉行請取手形町奉行御用人々、京都ニ而、たれ方江銀子何程渡可申旨、

上方御奉行江折紙可遣事。以上。

(寛文二年)  
寅 五月廿三日。

京都での銀支払の場合、金沢の堤町町人を通して為替銀のくまれる制度が、公的に発足したのである。この史料は京都と絹取引のあつた小松町の「小松旧記」中に記載されていたもので、町奉行と上方奉行という藩役人が介在しているものの、制度は一般商業取引の簡便化要求に答えて設けられたものといえよう。その際、領国銀と京都で通用する丁銀との歩入は二歩であつて、これは寛文九年丁銀切替え時の交換比率と同一となつている。朱符銀と丁銀の相互価格安定が、為替制度成立の背景となつていたのである。

以上の二つの変化は、一般の貨幣流通が藩の流通掌握による影響を受けつつも展開を継続し、上方市場の充実、幕府貨幣体系の浸透と相俟つて、封鎖状況を変質させ、全国的な市場と共通の基盤をもつてきたことを示すものといえる。先述



した如く、万治三年朱符銀で小判が買求められたが、この時小判一両は朱符銀で七一匁近くとなっている。寛永期頃には領内換金で六〇〜六二匁であったの<sup>⑧</sup>と比較して、小判の騰貴が指摘できる。当該期に他地域で、これに類似した事例を差し当って見出し難いので、この小判高値状況は加賀藩特有のものと考えられる。この、朱符銀で領内統制を行っている利点を減少させる状況は、上記のような展開の中から生み出されたものではないだろうか。

万治三年、銀座制度が整備され、金沢で三銀座を設置、領内では小松、今石動、魚津、七尾、宇出津の五ヶ所に銀座が置かれた。吹所は金沢銀座のみがもち、各地の銀座統制も金沢で行われた。慶安期から明暦期の改作法を経た後の、領国全体の体制整備である点から、改作法の所産とみてよいと考えられる。<sup>⑨</sup>

更に寛文九年四月一〇日、領内で丁銀遣いが命じられた。六月一日よりは、藩への上納銀及び藩納戸からの小払銀は丁銀遣いとなり、朱符銀使用は翌一〇年中迄とされた。その間に朱符銀は、京都銀座役人と藩の手によって、丁銀へと切替えが進められたのであった。<sup>⑩</sup>

① 中野前掲論文Ⅳ。

② 『富山県史 史料編Ⅴ』一四四頁。

③ 表5の四二・七匁は、全体を平均した売却価格である。

④ 『加賀藩史料 第二編』三八七頁。

⑤ 註 第一章<sup>②</sup>

⑥ 『幕藩制下の全国市場の形成と加賀藩』(日本史研究一五九号)、特に五九頁一図。

⑦ 大坂米価は「三貨図彙」参照。

⑧ 当該期に、加賀藩が他国米の移入を禁じた事実は見出せない。しかし正保四年に能登四郡に対し、また承応二年に全領内で他国米買入れを禁じており(高瀬保「全国市場確立に伴う加賀藩の対応策」海事史研究二五号)、このような藩の意向は、既に寛永末年には打出されて

いたように考えられる。

⑨ 『加賀藩史料 第二編』八九六〜八九七頁。

⑩ 例えば寛永二年加賀藩は、敦賀豪商道川等五名に対し、「則敦賀若州兩所之舟当三ヶ国浦中間役差除候様ニ申付候」(敦賀市史 史料編 第一巻「三三五頁」としてある。

⑪ 『国事雑抄 中編』(前掲)六〇四頁。

⑫ 「金沢市中古文書 三二(加越能文庫)、片岡孫作家文書。

⑬ 「三州銀座入払留」(同右)

⑭ 拙稿「加賀藩初期、藩主財政について」(日本海文化 第七号)三一―二。

⑮ 先述したが、取込銀を朱符銀に鋳直すのは、銀座を通じて金沢と富山の吹所で行われ、符包は銀座で行われた。万治期以前、銀座の存在

は金沢の他、寛永末年で小松にあることが確認できただけである。

⑩ 寛永一六年、三代藩主利常は光高に譲位し、同時に分封して富山・大聖寺兩支藩を設けたが、経済諸政策の一応の完結が、この政治動向における背景の一つと考えられる。

⑪ 高瀬保「加賀藩の米価表」(日本海地域史研究第一輯 文献出版) 第二表参照。

⑫ 『加賀藩史料 第三編』七八〇頁。

⑬ 高瀬保氏は前掲論文(註⑩)で、大坂と加賀領内米価の關係が承応期に深まるとしている。

⑭ 註 はじめに⑥及び⑦。

⑮ 『加賀藩史料 第三編』四一七頁。

⑯ 『国事雜抄 中編』(前掲)六〇八頁。錢の取寄せがこの後も継続されたかどうかは未詳。

⑰ 承応二年の史料(『加賀藩史料 第三編』四〇四頁)では、朱符銀に対し一五歩の歩入をもつ低品位の取込銀が、小額貨幣として用いられている。なお、承応三年八月の条例中「一、銀子之儀、今迄のごとく極印銀・取込銀ともとりやり可仕事」とあって、一見取込銀使用を許可している如くみえ、榎本氏もこの時の錢造い促進を取込銀排除政策と関連させてみていない。しかし、承応三年一〇月一〇日藩より越中新川郡十村宛に出された史料(『越中古文書 一二』、加越能文庫)に、「御分國中錢造候義、取込銀とりやり可仕候。行々々取込銀御停止ニ被仰付候間、在々小百姓中不殘此旨可申渡者也。」とあり、取込

銀排除に目的があったことは明らかである。

⑱ 「微妙公御直言」(石川県図書館協会刊『御夜話集 上』所収)に、この年の利常の言葉として、「世間一統錢造に相成る故に、此方の領内も無是非一其の通り不二申付ては用事調ひ兼ねるなり。」とあり、錢造いの背景が示されている。

⑲ 榎本氏前掲書五八頁。

⑳ 『加藩貨幣録』(前掲)九五頁。なお、これら銀の対錢価格は大坂と似た相場になっており『大日本貨幣史 第六卷』(三七一頁)、連動していたように思われる。

㉑ 前掲『小松市史 史料編上巻』五九二頁。

㉒ 元和八年七月、六〇匁(『金沢市中文書』、寛永一四年三月、六一・五匁(註⑩)、正保元年四月、六二・三匁(『小松遺文一』)であった。

㉓ 川上氏前掲論文一〇八～一一四頁。

㉔ 改作法が直接貨幣制度にふれることはなく、また間接的にも、この他にどのように貨幣制度に関わったかは指摘することができない。改作法が領内の経済諸關係にわたって大きな影響を及ぼしたものであるだけに、貨幣制度への影響を見逃すことはできない筈で、その点は今後の課題としておきたい。

㉕ この時の具体的経緯は、『加藩貨幣録』(前掲)一〇二～一〇三頁に詳しい。

## おわりに

加賀藩の領国市場を対象とした領国貨幣政策は、元和中期以降に展開をみせる。元和五、六年の極印銀発行に続いて、

寛永初年一般流通銀(『取込銀』)に照応する低品位領国銀(今極印銀)の発行、同一〇年取込銀排除を目的とした領国銀(新極印銀)の一元的通用強制、そして同一五年に一元的通用を強化しながら、領国銀の高品位化(朱符銀鑄造)を実施し、政策の確立をみた。その経緯は領国銀体系と併立して存在した、一般貨幣流通の包摂過程であった(Ⅰ)。

一般流通貨幣の存在は、小物成銀の納入や領内天秤屋の存在からも認められる。それは領内産物の領外売却や海運業等の商業活動を通じてもたらされたものであり、流通の浸透は越中鉦山の例でみられたように、一般民に迄及ぶものであった(Ⅱ-1)。この点は更に、塩業、鉦山業の諸過程で分業が展開し、貨幣流通がそれを媒介していた事実によって一層明らかであろう(Ⅱ-2)。領国銀の低品位化は一般流通貨幣に規制されたものであり、一方寛永一五年の高品位化は、領主主導の領国市場形成策と絡んでいた(Ⅲ-1)。寛文九年幕府貨幣体系への切替えは、上方市場の充実と幕府貨幣体系の浸透を踏えた、幕府による領国市場の包摂という点に、まずその歴史的意味をみるべきであろう。但し、寛永通宝の導入を促し、上方との為替体制を形成させるといふ一般的な流通の展開が、朱符銀体制を無内容化していた点は見逃すことができない(Ⅲ-2)。

はじめに述べた三つの課題のうち、第一の点はⅠを中心に記した通りであり、第二・三の課題、領国貨幣の機能及び幕府貨幣への切替えにおける経緯については、Ⅱ・Ⅲ、で多少の言及をなしたと考える。ところで、この第二、第三の課題と関わって問題となってきたのは、在地における貨幣流通状況である。それは具体的には、加賀藩における幕府貨幣を含む取込銀の流通であるが、この取込銀の実態は、全国的な貨幣状況の究明によって明らかになるものである。従来全国的貨幣流通状況という見地では、小葉田淳氏や田谷博吉氏等の研究があるが、蓄積は十分とはいえない。領国貨幣研究は全国的貨幣流通研究の進展をまつものであり、またそれを促すものでもある。脇田修氏と朝尾直弘氏は、貨幣流通の社会的浸透度において、ひいては経済構造の質において見解を異にしているが、その点はこのような研究を進める経過の中で検証されてゆくであろう。

- ① 『日本貨幣流通史』（刀江書院刊、前掲『日本の貨幣』、『金銀貿易史の研究』（法政大学出版局刊）他。
- ② 『近世銀座の研究』（吉川弘文館刊）。他に作道洋太郎『近世封建社会の貨幣金融構造』（瑞書房刊）等。
- ③ 註 はじめに④・⑤。

〔付記〕 本稿は文部省科学研究費補助金、総合研究(A)「北陸における近世的支配体制形成期の基礎研究」(代表高沢裕一氏)の研究成果の一部である。

(金沢大学文学部助手  
)

## The Chronology and Style of Earlier Han's Mirrors

by

Hidenori Okamura

Mirrors of Han age are very useful for study of chronology, for they have various designs and inscriptions. So, in this paper, I try to make a new model of chronology of early Han's mirrors with classifying each nine types of them in more detailed category and studying the relation of different type mirrors. For my new model we have 4 periods: in the first period there are mainly Pan-chi 蟠螭 design mirror which follows mirrors of the Warring states age, in the second Cao-ye 草葉 design mirrors with plants designs, in the third Inscription 異体字銘帶 mirror mainly with geometrical designs, and in the fourth Fang-ge-gui-ju-si-shen 方格規矩四神 mirror with realistical animal designs. Next I clarify that the meaning which inscriptions declare changes as assemblages of types and elements of design do so. In the above I grasp the change of designs and inscriptions totally and assign the early Han's mirrors in the cultural history of Han.

## The Historical Role of the Local Monetary Currency in the Early Modern Ages

—A Case of Kaga-Han 加賀藩—

by

Setsuko Nakano

In this paper the author tries to examine the monetary policy and its background of the feudal silver within the early feudal currency of Kaga-Han. She clarifies them as follows:

1. Kaga-Han's monetary policy of the feudal silver had developed since the middle Genna 元和 Period, and it was established in the 15th year of the Kan'ei 寬永 Period when the rule of the unifying circulation of

the Syufu-Gin 朱符銀 was promulgated. Feudal silver of Kaga-Han had degraded before the circulation of the Syufu-Gin and this degradation included the general currency.

2. This general currency had been established through commercial activities, and the system of the division of work was formed through the medium of this currency. So, when the government of Kaga-Han began some economic policies in the middle Kan'ei Period, it had to regard the monetary policy as one of the most important policies.

3. After the operation of economic policies, the government of Kaga-Han started the unifying circulation of high-grade coins, Syufu-Gin. Improving money in quality, the government aimed at building up the blocked feudal market and acquiring money of the Bakufu 幕府 in the domain of Kaga-Han. And then, changes of circumstances within the domain laid the foundation of the transformation into the Chōgin 丁銀 system, which means preparation for penetration of the Bakufu's power.

## A Study of Henry George's Ideas in Japan and China

by

Takushu Ihara

This paper is a comparative study of the reception of Henry George's ideas in Japan and China. As we know, the American socialist Henry George presented his arguments in favour of a Single Tax system in his works *Our Land and Land Policy* and *Progress and Poverty*. His views not only marked a turning point in Western economic theory but they also exerted considerable influence in Japan and China.

In Japan, from the Popular Rights Movement to the Social Movement, and in China, from the Revolution of 1911 to the May Fourth Movement, land problems were connected with the Single Tax theory. The most fervent supporters of the Single Tax theory were the American missionary C. F. Garst in Japan and the Canadian missionary W. E. Macklin in China. They introduced the views of Henry George and exerted considerable influence on the land problems of the two countries. On the other hand, most people in Japan and China who eagerly espoused the views that George had put forward were Christians. Miyazaki Tamizo,